

通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン

特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「法」という。）においては、通信販売における契約の申込み段階において、販売業者又は役務提供事業者に対し、一定の事項の表示を義務付けるとともに、消費者を誤認させるような表示を禁止している（法第 12 条の 6）。当該規定は、通信販売の申込み段階における表示が、消費者に申込みの意思表示の内容を最終的に確認させるという重要な役割を担うものであることを踏まえ、販売業者若しくは役務提供事業者又はそれらの委託を受けた者（以下「販売業者等」という。）が定める様式等に基づき申込内容の確認及び申込みの意思表示が行われる場面において、消費者が必要な情報につき一覧性をもって確認できるようにするとともに、不当な表示が行われないよう規制する必要性が高いと考えられたために設けられたものである。

このほか、販売業者又は役務提供事業者が「顧客の意に反して通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの」についても禁止行為とされている（法第 14 条第 1 項第 2 号）。

また、民事上は、法第 12 条の 6 の規定に違反する表示により、消費者が誤認をして意思表示をした場合には、これを取り消すことができることとなっている（法第 15 条の 4）。

本ガイドラインにおいては、上記の規定を踏まえ、通信販売の申込み段階における表示についての解釈及び具体例を整理して示すこととする。

なお、本ガイドラインで示す画面例等は例示にすぎないことから、販売業者又は役務提供事業者において、消費者に誤解を与えないような、明瞭かつ分かりやすい表示を行うよう引き続き取り組んでいくことを期待する。

I. 法第 12 条の 6（特定申込みを受ける際の表示）の考え方について

1. 「特定申込み」について

（1）「特定申込み」に該当する通信販売の契約の申込みについて

法第 12 条の 6 の適用対象となる通信販売の契約の申込みは、「特定申込み」と定義されているところ、これには、以下の二つの申込みが該当する。

①販売業者等が定める様式の書面によって顧客が行う契約の申込み

販売業者等が作成した所定の様式の書面に沿って消費者が注文内容を記入し、通信販売の契約の申込みを行う場合を想定したものである。

「特定申込みに係る書面」には、例えば、折り込みチラシの一角に添付されている申込用はがきや、カタログに同封されている申込用紙等、消費者による契約の申込みに使用する目的で、販売業者等が事前に用意する紙媒体の申込み様式全般が該当する（以下では単に「申込書面」という。）。

なお、当該書面を用いて申込みを行う際に消費者がどのような方法（郵送、ファクシ

ミリ等)を用いるかによって、「特定申込みに係る書面」の該当性が左右されるものではない。

②販売業者等が電子計算機の映像面に表示する手続に従って顧客が行う契約の申込みインターネットを利用した通信販売（以下「インターネット通販」という。）において契約の申込みを行う場合を想定したものである。

「特定申込みに係る…手続が表示される映像面」には、インターネット通販において、消費者がその画面内に設けられている申込ボタン等をクリックすることにより契約の申込みが完了することとなる画面が原則として¹該当する。表題の有無や内容、形式²にかかわらず、前記の条件に該当する画面である以上は、「特定申込みに係る…手続が表示される映像面」として、法第12条の6の適用対象となる（以下では単に「最終確認画面」という³）。

なお、申込ボタン等をクリックすると契約の申込みが完了する画面であることを、消費者において明確に視認できるよう、例えば画面の表題として「注文内容の最終確認」と付すなど、契約の申込み前の最終画面である旨の標記を行うことが望ましい。

（2）「特定申込み」に該当しない通信販売の契約の申込みについて

消費者がテレビ放映される広告を視聴し、通信販売の契約の申込みを電話で行う場合など、最終的な申込みの段階で販売業者等が定める様式の書面又は画面を利用しない通信販売の契約の申込みは、「特定申込み」には該当しない。

もっとも、このような場合であっても、販売業者又は役務提供事業者が電話だけでなく、例えば、別途、申込用はがきやインターネット通販でも契約の申込みを受け付けている場合には、特定申込みに該当する申込用はがきやインターネット通販における契約の申込みについては、法第12条の6の適用対象となる。

（3）「広告」等との関係について

法第12条の6の対象となる「特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面」とは、前記（1）のとおり、消費者による個別の契約の申込みに係る内容が記載される申込書面又はそれが表示される最終確認画面である。これに対し、法第11条（通信販

¹ ただし、広告や注文内容等の入力から注文内容の確認までが、画面の遷移を経ることなくスクロールによって一連の画面として表示されるような場合には、最終的な注文内容の確認に該当する表示部分が「特定申込みに係る…手続が表示される映像面」に当たる。

² チャットやSNS等を利用して申込みを行う場合も含む。

³ 契約の申込内容の確認画面の後に、クレジットカード情報等の決済に必要な情報の入力等の手続のみ別の画面に遷移して行い、決済事業者による承認が完了した段階で契約の申込みが完了するような仕様の場合には、当該遷移をする前の、契約の申込内容の確認画面が最終確認画面に当たる。

売についての広告)の対象となる「広告」は、契約の締結に向けて誘引するために広く一般の消費者を対象として行われる表示であり、異なる概念である。すなわち、法第12条の6については、あくまでも申込書面又は最終確認画面において必要かつ適切な表示がなされているかどうかに着目するものであり、広告において法第11条に従い表示を行ったとしても、それにより法第12条の6第1項の表示義務を果たしたことにはならない⁴。

また、インターネット通販において、注文する商品を選択したり注文数量を入力したりする画面があり、その後、支払方法や発送先を入力した上で最終確認画面が表示されることがあるが、法第12条の6の対象となる「特定申込みに係る…手続が表示される映像面」は、あくまでも最終確認画面である。これは、冒頭に述べたとおり、同条が、消費者が最終的な申込みの内容について一覽性を有した様式で確認し、申込みの意思表示を行う段階に着目しているためである。

2. 法第12条の6第1項（特定申込みを受ける際の表示義務）について

申込書面及び最終確認画面のいずれについても、法第12条の6第1項各号に掲げる全ての表示すべき事項（以下「表示事項」という。）の表示が義務付けられる。申込書面又は最終確認画面に表示事項を表示しないと同項に違反することとなるのはもちろんのこと、不実の表示をした場合にも同項違反となる。もっとも、申込書面及び最終確認画面の態様は千差万別でそのスペースは大小様々であり、表示事項の具体的な内容及び分量も契約によって様々であることから、消費者にとっての分かりやすさも考慮し、表示媒体及び表示事項に応じた適切な方法で表示されるべきである。具体的には以下のとおりである。

（1）表示媒体に応じた表示方法について

①申込書面（特定申込みに係る書面）における表示

基本的には、申込書面（申込用はがき、申込用紙等）に該当する部分（例えば広告の一部分を切り取って申込書面とする仕様になっているのであれば、その枠内）に表示事項を表示する必要がある。他方、スペースの都合により、又はカタログ等を参照し申込書面に注文内容を記入させる形式であることなどにより、全ての事項を申込書面に記載できない場合や、全ての事項を記載すると文字の大きさが極端に小さくなるなど消費者に分かりにくくなるような事情がある場合等に、全ての事項を申込書面に表示させることは、実態にそぐわない面がある。このような事情に鑑みて、消費者が明確に認識できることを前提として、申込書面に参照の対象となる表示事項及びその参照箇所を明記し

⁴ ただし、後記2.（1）及び（2）のとおり、一定の場合に広告部分の該当箇所等を参照する形式等とすることは妨げられず、この場合には広告における該当箇所の表示を含めて法第12条の6第1項の表示と捉えることとなる。

た上で、広告部分の該当箇所等を参照する形式とすることは妨げられない⁵。(参考：【書面例1】、【書面例2】、【書面例3】)

②最終確認画面（特定申込みに係る手続が表示される映像面）における表示

インターネット通販における最終確認画面については、購入する商品の支払総額を計算して表示するなど、消費者の入力内容に応じて表示内容を出力することが可能であり、また、画面のスクロールが可能であるため、はがきなどの書面に比してスペース上の制約は少ないことから、原則として表示事項を網羅的に表示することが望ましい。他方、消費者が閲覧する際に用いる媒体により画面の大きさ及び表示形式が異なるという点や、例えば、複数の販売業者が販売する商品をまとめて購入することが可能なモール型のインターネット通販サイト等においては、商品ごとに販売条件等が異なる可能性があるという点などに鑑みると、表示事項に係る全ての説明を最終確認画面上に表示すると、かえって消費者に分かりづらくなる場合も想定される。このような事情に鑑みて、消費者が明確に認識できることを前提として、最終確認画面に参照の対象となる表示事項及びその参照箇所又は参照方法を明示した上で、広告部分の該当箇所等を参照する形式とすることは妨げられない⁶。

このように、最終確認画面において表示を行う際には、表示事項について当該画面上で分かりやすく表示すること、又は容易に参照できるようにすることが必要となる。(参考：【画面例1】、【画面例2】、【画面例3】)

(2) 表示事項について

①当該売買契約に基づいて販売する商品若しくは特定権利又は当該役務提供契約に基づいて提供する役務の分量

「分量」は、販売する商品等の態様に応じてその数量、回数、期間等を消費者が認識しやすい形式で表示する必要がある。

また、定期購入契約⁷においては、各回に引き渡す商品の数量等のほか、当該契約に

⁵ この場合において、参照することとした広告上の該当箇所は、申込書面の一部をなすものとして法第12条の6が適用される（インターネット通販の最終確認画面において、リンク先の広告を参照させる形式とした場合も同様。）。

⁶ 広告部分を参照させる形式（リンク表示を含む。）を用いる場合には、消費者が参照先のページで必要事項を容易に認識できるように表示していなければならない。

⁷ 販売業者が購入者に対して商品を定期的に継続して引き渡し、購入者がこれに対する代金の支払をすることとなる契約。

なお、申込書面及び最終確認画面においては、分量の表示が義務付けられていることから、仮に形式上契約締結手続や決済手続が複数回に分かれているような場合であっても、契約を更新しない場合に違約金その他の不利益が発生するような場合や、消費者から解約通知がない限り自動的に更新される場合には、複数回ないし長期間の商品引渡しを受けることをあらかじめ約しているということであり、その実態に即した分量の表示を行い、その上で、分量

基づいて引き渡される商品の総分量が把握できるよう、引渡し回数も表示する必要がある。例えば、5 か月分の定期購入契約であるにもかかわらず、1 か月分の分量のみを表示していた場合には、分量を正しく表示していないこととなる。初回と2回目以降の商品の容量が異なる場合等には、各回の分量が明確に把握できるように表示しなければならない。加えて、いわゆるサブスクリプション⁸の場合についても、役務の提供期間や、期間内に利用可能な回数が定められている場合にはその内容を表示しなければならない。

さらに、消費者が解約を申し出るまで定期的に商品の引渡しが行なわれる無期限の契約や無期限のサブスクリプションの場合には、その旨を明確に表示する必要があり、また、この場合には、あくまでも目安にすぎないことを明確にした上で、1 年単位の総分量など、一定期間を区切った分量を目安として明示することが望ましい。同様に、自動更新のある契約である場合には、その旨も加えて表示する必要がある。

なお、同一商品で容量等の異なるものを販売しているときは、消費者においてそれらを明確に区別できるよう、例えば商品名に「5 個入り」、「500ml」などと併記するなど、何らかの表示を行うことが適切であると考えられる。

②商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価（販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料）

法第 11 条（通信販売についての広告）の表示方法と同様に表示する必要がある。ただし、前記（1）②のとおり、インターネット通販における最終確認画面については、消費者の入力内容に応じて表示内容を出力することが可能であることから、複数の商品を購入する場合には個々の商品の販売価格に加えて支払総額についても併せて表示するとともに、送料は実際に消費者が支払うこととなる金額を表示する必要がある⁹。

また、定期購入契約においては、各回の代金のほか、消費者が支払うこととなる代金の総額を明確に表示しなければならない。各回の代金については、例えば、初回と2回目以降の代金が異なるような場合には、初回の代金と対比して2回目以降の代金も明確に表示しなければならない。サブスクリプションにおいて見受けられるような、無償又は割引価格で利用できる期間を経て当該期間経過後に有償又は通常価格の契約内容に自動的に移行するような場合には、有償契約又は通常価格への移行時期及びその支払うこととなる金額が明確に把握できるようにあらかじめ表示する必要がある。

の表示に即した販売価格等を表示する必要がある。

⁸ 定められた料金を定期的に支払うことにより、契約期間内に商品や役務を利用できることとなる契約形態（例えば、動画、音楽、雑誌等の配信サービス、服飾品のレンタルサービス等）

⁹ ただし、やむを得ず申込みの段階において販売価格や送料を確定することが困難な場合など、特段の事情がある場合に限り、例外的に、販売価格等の表示に代えて、その確定後に連絡する旨などを表示することは妨げられない。

さらに、消費者が解約を申し出るまで定期的に商品の引渡しが行なわれる無期限の契約や無期限のサブスクリプションの場合には、あくまでも目安にすぎないことを明確にした上で、1年単位の支払額など、一定期間を区切った支払総額を目安として明示するなど、消費者が容易に認識できるように表示しておくことが望ましい。

③商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法

基本的に、申込書面又は最終確認画面上に法第11条（通信販売についての広告）の表示方法と同様に表示する必要がある。他方、前記（1）のとおり、申込書面に参照箇所を明記した上で、広告部分の該当箇所等を参照する形式とすること、又はインターネット通販における最終確認画面において消費者が明確に認識できるようなリンク表示や参照方法に係る表示をし、かつ、当該リンク先や参照ページに当該事項を明確に表示すること、若しくはクリックにより表示される別ウィンドウ等に詳細を表示することは差し支えない。

また、定期購入契約においては、各回の代金の支払時期についても同様に明確に表示する必要がある。

④商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

基本的に、申込書面又は最終確認画面上に法第11条（通信販売についての広告）の表示方法と同様に表示する必要がある。他方、前記（1）のとおり、申込書面に参照箇所を明記した上で、広告部分の該当箇所等を参照する形式とすること、又はインターネット通販における最終確認画面において消費者が明確に認識できるようなリンク表示や参照方法に係る表示をし、かつ、当該リンク先や参照ページに当該事項を明確に表示すること、若しくはクリックにより表示される別ウィンドウ等に詳細を表示することは差し支えない。

また、定期購入契約においては、各回の商品の引渡時期についても同様に明確に表示する必要がある。

⑤商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約に係る申込みの期間に関する定めがあるときは、その旨及びその内容

申込期間について不実の表示を行い、当該商品が期間経過後に購入できなくなると消費者に誤認させるような不当な表示等を防止する観点から、申込期間を設けている場合には正しく表示することが求められる。したがって、「申込みの期間に関する定めがあるとき」については、商品の販売等そのものに係る申込期間を設定する場合（購入期限のカウントダウンや期間限定販売など、一定期間を経過すると消費者が商品自体を購入できなくなるもの）が該当する。他方、申込みについて「期間」に該当しない何らかの販売条件又は提供条件がある場合（例えば、個数限定販売）や、価格その他の取引条件

（価格のほか、数量、支払条件、特典、アフターサービス、付属的利益等）について一定期間に限定して特別の定めが設けられている場合は該当しない。

その表示に当たっては、申込みの期間に関する定めがある旨とその具体的な期間が消費者にとって明確に認識できるようにする必要がある。例えば、「今だけ」など、具体的な期間が特定できないような表示では、表示したことにはならない。具体的な表示方法としては、例えば、商品名欄等において商品名に分かりやすく併記する方法、バナー表示を置く方法、消費者が明確に認識できるようなリンク先や参照ページ、クリックにより表示される別ウィンドウ等に詳細を記載する方法での表示を行うことが考えられる。（参考：【画面例 4－1】、【画面例 4－2】）

⑥商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除に関する事項（第 15 条の 3 第 1 項ただし書に規定する特約がある場合にはその内容を、第 26 条第 2 項の規定の適用がある場合には同項の規定に関する事項を含む。）

契約の申込みの撤回又は解除に関して、その条件、方法、効果等について表示する必要がある。例えば、定期購入契約において、解約の申出に期限がある場合には、その申出の期限も、また、解約時に違約金その他の不利益が生じる契約内容である場合には、その旨及び内容も含まれる。

当該事項は、基本的には、法第 11 条（通信販売についての広告）の表示方法と同様に、可能な限り申込書面又は最終確認画面に必要事項を分かりやすく表示する必要がある。他方、前記（１）のとおり、申込書面に参照箇所を明記した上で、広告部分の該当箇所等を参照する形式とすること、又はインターネット通販における最終確認画面において消費者が明確に認識できるようなリンク表示や参照方法に係る表示をし、かつ、当該リンク先や参照ページに当該事項を明確に表示すること、若しくはクリックにより表示される別ウィンドウ等に詳細を表示することは差し支えない。（参考：【画面例 4－1】、【画面例 4－2】）

しかし、解約に関するトラブルの状況に鑑みれば、解約方法を特定的手段に限定する場合、とりわけ、消費者が想定しないような限定がなされる場合（例：電話した上で更にメッセージアプリ等を操作する必要がある、消費者から追加の個人情報提出しなければならない等）や、解約受付を特定の時間帯に限定している、消費者が申込みをした際的手段に照らして当該消費者が容易に手続を行うことができると考えられる手段での解約連絡を受け付けられない等の場合には、当該内容については、特に消費者が明確に認識できるよう、リンク先や参照ページの表示に委ねるのではなく、広告画面はもとより、最終確認画面においても明確に表示することが必要である（ただし、これはあくまでも法第 12 条の 6 における表示事項について述べたものであり、解約方法に制約がある旨を表示することによって、当該制約が民事的に有効となることを意味するものではない。不当に消費者の権利を制限し又はその義務を加重する条項は、消費者契約法（平成 12

年法律第 61 号) 等により無効となることがある。)

加えて、解約方法として例えば電話による連絡を受け付けることとしている場合には、確実につながる電話番号を掲載しておく必要があり、最終確認画面に表示された電話番号に消費者から電話をかけても一切つながらないような場合や、窓口担当者に用件を伝えて折り返しの連絡を依頼した後に一向にその連絡がないような場合は、「契約の申込みの撤回又は解除に関する事項」について不実のことを表示する行為に該当するおそれがある。

このほか、法第 15 条の 3 第 1 項ただし書に規定する特約の表示については、別添 7 「通信販売における返品特約の表示についてのガイドライン」を参照されたい。

3. 法第 12 条の 6 第 2 項（人を誤認させるような表示の禁止）について

- (1) 第 1 号（当該書面の送付又は当該手続に従った情報の送信が通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みとなることにつき、人を誤認させるような表示）の解釈
特定申込みに係る書面の送付又は手続が表示される映像面における情報の送信について、それが有償の契約の申込みとなることを消費者が明確に認識できるようにしていない表示を禁止するものである。

具体的には、例えば、申込書面について、「無料プレゼント」等の文言を強調することなどにより、そのはがきが有償の契約の申込みのためのものであることが分かりにくいような場合には、消費者を誤認させるおそれがある。(参考：【書面例 4】)

また、インターネット通販の申込みの画面においては、例えば、「注文内容の確認」といった表題の画面上に「申込みを確定する」といったボタンが表示されており、それをクリックすれば申込みとなることが明らかな場合であれば、一般に消費者を誤認させることとはならないと考えられる。他方、「送信する」、「次へ」といったボタンが表示されており、画面上の他の部分でも「申込み」であることを明らかにする表示がない場合など、当該ボタンをクリックすれば何らかの情報の送信がなされ、次の画面に進むことは把握できたとしても、それが売買契約等の申込みとなるものと明確に認識できないような場合には、消費者を誤認させるおそれがあると考えられる。(参考：【画面例 5】、【画面例 6】)

- (2) 第 2 号（前項各号に掲げる事項につき、人を誤認させるような表示）の解釈

特定申込みに係る書面や手続が表示される映像面において、表示事項を表示しており、それが不実の表示ではないものの、その意味するところを誤認させるような表示を禁止するものである。

「人を誤認させるような表示」に該当するかどうかは、その表示事項の表示それ自体並びにこれらが記載されている表示の位置、形式、大きさ及び色調等を総合的に考慮して判断される。(参考：【画面例 7】)

また、特定の文言等の表示のみからではなく、他の表示と組み合わせて見た表示の内容全体から消費者が受ける印象・認識により総合的に判断し、消費者が誤認するような表示方法であれば「人を誤認させるような表示」に該当するおそれがある。例えば、定期購入契約において、最初に引き渡す商品等の分量やその販売価格を強調して表示し、その他の定期購入契約に関する条件を、それに比べて小さな文字で表示することや離れた位置¹⁰に表示していることなどによって、引渡時期や分量等の表示が定期購入契約ではないと誤認させるような場合には法第 12 条の 6 第 2 項第 2 号に該当するおそれがある。特に、「お試し」や「トライアル」などと殊更に強調する表示は、一般的な契約と異なる試行的な契約である、又は容易に解約できるなどと消費者が認識する可能性が高いため、これに反して、実際には定期購入契約となっていたり、解約に条件があり容易に解約できなかつたりする場合には同号に該当するおそれが強い。(参考：【書面例 4】、【画面例 6】、【画面例 8】、【画面例 9】)

さらに、「いつでも解約可能」などと強調する表示は、消費者が、文字どおりいつでも任意に指定する時期に無条件で解約できると認識するため、実際には解約条件等が付いているにもかかわらず、「いつでも解約可能」などの表示をした場合には、「人を誤認させるような表示」に該当するおそれがある。(参考：【画面例 10】)

Ⅱ. 法第 14 条第 1 項第 2 号の考え方について

1. 「顧客の意に反して通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの」について

本号の具体的内容については、特定商取引に関する法律施行規則（昭和 51 年通商産業省令第 89 号。以下「省令」という。）第 42 条第 1 項において「販売業者又は役務提供事業者が、電子契約…の申込みを受ける場合において、申込みの内容を、顧客が電子契約に係る電子計算機の操作…を行う際に容易に確認し及び訂正することができるようにしていないこと」と規定しているとおり、電子契約すなわちインターネット通販を対象とした規定となっている。

2. 「申込みの内容を、顧客が電子契約に係る電子計算機の操作…を行う際に容易に確認し及び訂正することができるようにしていないこと」（省令第 42 条第 1 項）の解釈

最終確認画面において、消費者が契約の申込みに係る内容を容易に確認できるように表示していること（当該内容に係る情報が表示されたページ等への到達方法が明示されてい

¹⁰ 単なる表示の位置関係だけではなく、表示の内容や画面の構造も含めて総合的に判断される。例えば、定期購入契約に関する条件について、別の契約に関する広告を間に挟んだ後に表示することや、「申込みを確定する」といったボタンの下に表示することなどによって、定期購入契約ではないと誤認させるような場合にも法第 12 条の 6 第 2 項第 2 号に該当するおそれがある。

る場合を含む。)、また、その内容を容易に修正できる何らかの手段が設けられていること(訂正可能なページへの到達方法が明示されている場合を含む。)を満たしていれば、省令第42条第1項に規定する行為には該当しないと考えられる。

他方、例えば、最終確認画面において、注文内容を容易に確認できない場合や、訂正するための手段(「変更」、「注文内容を修正する」、「前のページへ戻る」などのボタンの設定等)が提供されていない場合には、省令第42条第1項に規定する行為に該当するおそれがある。(参考：【画面例11】)

また、申込みの内容として、(申込者が自分で変更しない限りは)定期購入契約として申し込むようにあらかじめ設定してある¹¹など、一般的には想定されない設定がなされており、よほど注意していない限り、申込内容を認識しないままに申し込んでしまうようになっている場合にも該当するおそれがある。(参考：【画面例12】)

¹¹ 定期購入契約の内容自体が表示されていない場合や、定期購入契約の内容自体を誤認させるような表示を行っている場合等には、法第12条の6の違反となる。

【書面例1】第12条の6に違反しないと考えられる表示

販売価格

販売価格に送料が含まれない場合には送料についても明確に表示

支払方法 支払時期

商品等の申込み自体に期間を設定している場合にはその旨及びその内容についての表示が必要

解除等に関する事項

夏のサンダルフェア お申込みはがき

お届け先情報	
フリガナ	
お名前	姓 名
御住所	〒
電話番号	— —

注文数を御記入ください↓

商品名	価格／1足当たり	サイズ	注文数
大人用サンダル（柄A）	2,500円（税込）	S	
		M	
		L	
大人用サンダル（柄B）	2,500円（税込）	S	
		M	
		L	
キッズ用サンダル（柄A）	1,500円（税込）	S	
		M	
		L	
キッズ用サンダル（柄B）	1,500円（税込）	S	
		M	
		L	

（注）注文した商品の合計額に送料（税込500円・全国一律）が加算されます。

お支払いについて

- お支払いは【銀行振込】又は【コンビニ払い】のいずれかをお選びいただけます。（商品に支払用紙を同封いたします。）
- 商品到着から10日以内にお支払いをお願いいたします。

注 意 事 項

- この商品の販売は期間限定となります。XXXX年8月31日（消印有効）までに御注文をお願いいたします。
- お申込みはがきが届いてから5日以内に商品を発送いたします。
- お申込みの撤回等については、チラシに掲載の「キャンセル・返品・交換についての注意事項」を御確認ください。

キャンセル・返品・交換についての注意事項

- 当社が商品の発送を行うまでは、以下に記載の電話番号にてお申込みの撤回を行うことが可能です。
- 商品到着後の返品については、10日以内に電話での御連絡をお願いいたします。
- 不良品の返品については返送料も当社負担で対応いたしますが、お客様の御都合による返品については返送料を御負担いただきます。
- 同一商品のサイズ交換については返送料のみの御負担（手数料や再発送する際の送料等の支払は不要）で対応いたします。

（キャンセル・返品・交換：専用ダイヤル）XX-XXXX-XXXX

分量

キリトリ線

引渡時期

商品チラシ

↑ チラシの一部を切り取って申込用はがきとして使用するもの

【書面例2】第12条の6に違反しないと考えられる表示

カタログに多数の商品が掲載されており、それぞれの価格等を記載することが困難な場合等は、カタログの該当箇所を容易に参照できる状態にしていれば「商品コード」等のみを記入する欄を設ける形式でも可

商品カタログ

洋服・生活雑貨の通信販売 お申込みはがき

お届け先情報

フリガナ

お名前

姓

名

御住所

〒

電話番号

商品コード及び注文数を御記入ください↓

商品コード						数量	商品コード						数量

(注) 注文した商品の合計額に送料（税込500円・全国一律）が加算されます。

(注) 御注文いただく商品の価格については、カタログの各商品に併記されている「販売価格」の欄を御参照いただくようお願いいたします。

お支払いについて

●お支払い方法は【銀行振込】又は【コンビニ払い】のいずれかをお選びいただけます。（商品に支払用紙を同封いたします。）

●商品到着から10日以内にお支払いをお願いいたします。

注 意 事 項

●お申込みはがきが届いてから5日以内に商品を発送いたします。

●お申込みの撤回等については、カタログ30ページに掲載しております「キャンセル・返品・交換についての注意事項」を御確認ください。

商品名	デザインTシャツ
商品コード	CAA-0188
販売価格	1,650円（税込）

キャンセル・返品・交換についての注意事項

- ・当社が商品の発送を行うまでは、以下に記載の電話番号にてお申込みの撤回を行うことが可能です。
- ・商品到着後の返品については、10日以内に電話での御連絡をお願いいたします。
- ・不良品の返品については返送料も当社負担で対応いたしますが、お客様の御都合による返品については返送料を御負担いただきます。
- ・同一商品のサイズ交換については返送料のみの御負担（手数料や再発送する際の送料等の支払は不要）で対応いたします。

（キャンセル・返品・交換：専用ダイヤル）XX-XXXX-XXXX

←カタログを参照しながら、カタログに添付された申込用はがきに記入するもの

【書面例3】第12条の6に違反しないと考えられる表示（定期購入契約の場合）

定期購入契約で、初回と2回目以降の価格が異なる場合等は、消費者が各回の支払額を容易に把握できるように表示しておく必要がある

各回に届く分量についても明記しておく必要がある

オリジナルシャンプー定期購入 お申込みはがき

お届け先情報

フリガナ		
お名前	姓	名
御住所	〒	
電話番号	— —	

「お申込み欄」の1箇所をチェック（✓）を御記入ください↓

コース名	各回お支払金額		お支払総額 (送料込み)	お申込み欄
オリジナルシャンプー 3か月定期購入コース	初回	1,100円	7,000円	
	2～3回	2,200円		
	送料	500円/回		
オリジナルシャンプー 6か月定期購入コース	初回	1,100円	13,600円	
	2～6回	1,900円		
	送料	500円/回		
オリジナルシャンプー 12か月定期購入コース	初回	1,100円	25,800円	
	2～12回	1,700円		
	送料	500円/回		

(注) 上記のお支払金額・送料は、いずれも税込。送料は全国一律。
(注) 1回につき、ボトル1本（500ml）をお届けします。

お支払いについて

- お支払い方法は【銀行振込】又は【コンビニ払い】のいずれかをお選びいただけます。（商品に支払用紙を同封いたします。）
- 商品到着から10日以内にお支払いをお願いいたします。

注 意 事 項

- お申込みはがきが届いた翌月から、毎月1日に商品を発送します。
- 解約方法等については、チラシに掲載の「定期購入契約の解約等についての注意事項」を御確認ください。

キリトリ線

定期購入契約の解約等についての注意事項

- ・契約期間の途中で御解約される場合、各月の25日までに御連絡いただければ、翌月分以降について解約することが可能です。
- ・商品到着後10日以内であれば返品が可能です。（ただし、不良品の場合を除き、返送費用はお客様負担となります。）
返品された場合、翌月分以降の契約も自動で解約されます。

★解約や返品に関する御連絡は、以下の電話番号にて承ります。

【電話番号】XX-XXXX-XXXX

商品チラシ

- ・解約方法等に制限がある場合には、その旨について明瞭に示さなければならない
- ・特に電話番号については確実につながる番号を掲載しておく必要がある

↑チラシの一部を切り取って申込用はがきとして使用するもの

キリトリ線

【書面例4】第12条の6第2項第1号及び第2号違反に該当するおそれのある表示

「プレゼント」等を強調し、有償の契約の申込みであることが分かりにくいもの

「プレゼント」等を強調して表示し、定期購入契約であること及びその具体的内容の表示については、「プレゼント」等の文字から離れた箇所に、それと比較して小さな文字でしか記載していないもの

健康ドリンク5本セット プレゼントキャンペーン応募はがき

はがきをXXXX年10月30日までにお送りいただいた方に
当社特製の健康ドリンク（1本当たり250ml）5本を
もれなく無料でプレゼント

お届け先情報

フリガナ										
お名前	姓	名								
御住所	〒 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>									
電話番号	- -									

注 意 事 項

- 本キャンペーンに応募いただいたお客様には、翌月以降20本セットを毎月お送りいたします。お支払額は毎月3,300円（税込）です。
※これは定期購入契約です。お客様から解約の御連絡がない限り、商品が毎月送付されます。
- 送料は初回無料。翌月以降の送料は各回500円となります。
- 応募はがきが届いた翌月から、毎月1日に商品を発送します。
- 翌月以降のお支払い方法は【銀行振込】又は【コンビニ払い】のいずれかをお選びいただけます。商品到着から10日以内にお支払いをお願いいたします。
- 解約方法等については、チラシに掲載の「定期購入契約の解約等についての注意事項」を御確認ください。

キリトリ線

定期購入契約の解約等についての注意事項

- ・契約途中で御解約される場合、各月の25日までに御連絡いただければ、翌月分以降について解約することが可能です。
- ・初回プレゼント分を除き、商品到着後10日以内であれば未開封に限り返品が可能です。（ただし、不良品の場合を除き返送費用はお客様負担となります）。

★解約や返品に関する御連絡は、以下の電話番号にて承ります。

【電話番号】XX-XXXX-XXXX

商品チラシ

健康ドリンク5本セット
プレゼントキャンペーン応募はがき

はがきをXXXX年10月30日までにお送りいただいた方に
当社特製の健康ドリンク（1本当たり250ml）5本を
もれなく無料でプレゼント

お届け先情報
フリガナ
お名前
御住所
電話番号

注 意 事 項

- 本キャンペーンに応募いただいたお客様には、翌月以降20本セットを毎月お送りいたします。お支払額は毎月3,300円（税込）です。
※これは定期購入契約です。お客様から解約の御連絡がない限り、商品が毎月送付されます。
- 送料は初回無料。翌月以降の送料は各回500円となります。
- 応募はがきが届いた翌月から、毎月1日に商品を発送します。
- 翌月以降のお支払い方法は【銀行振込】又は【コンビニ払い】のいずれかをお選びいただけます。商品到着から10日以内にお支払いをお願いいたします。
- 解約方法等については、チラシに掲載の「定期購入契約の解約等についての注意事項」を御確認ください。

キリトリ線

定期購入契約の解約等についての注意事項

- ・契約途中で御解約される場合、各月の25日までに御連絡いただければ、翌月分以降について解約することが可能です。
- ・初回プレゼント分を除き、商品到着後10日以内であれば未開封に限り返品が可能です。（ただし、不良品の場合を除き返送費用はお客様負担となります）。

★解約や返品に関する御連絡は、以下の電話番号にて承ります。

【電話番号】XX-XXXX-XXXX

↑チラシの一部を切り取って申込用はがきとして使用するもの

【画面例 1】第12条の6に違反しないと考えられる表示

販売価格

①カート>②お客様情報入力>③お支払い方法の選択>④注文内容の最終確認>⑤御注文完了

注文内容の最終確認

お申込み商品① 変更

小計 2,200円 (税込)

商品画像

商品名 アラーム機能付き置き時計

商品価格 2,200円 (税込)

数量

お申込み商品② 変更

小計 660円 (税込)

商品画像

商品名 単3アルカリ乾電池 4本セット

商品価格 330円 (税込)

数量

お支払い方法 変更

小計 (税込) 2,860円

* コンビニ後払い
商品に同封する請求書により、商品到着後
7日以内のお支払いとなります。

送料 (税込) 300円

お支払総額 (税込) 3,160円

お届け先

ショウヒ タロウ 千100-XXXX
消費 太郎 様 東京都千代田区霞が関×-×-×

変更

発送方法

宅配便 (御自宅へのお届け)

変更

お届け日時

日時指定済み: ●月●日14時~16時

引渡時期

御注文完了後のキャンセル・返品について

- 御注文完了後2時間以内は、ウェブサイトのマイページ内でのお手続き (※1) により御注文のキャンセルが可能です。
- 商品が到着した日から7日以内は、返品 (全額返金) を承ります。
返品の際の返送料につきましては、原則としてお客様の御負担となりますが、不良品の場合には返送料も当社負担で返品又は交換の対応を行います。
- 返品については、マイページ内でのお手続き (※2) を行っていただくか、お電話 (※3) での御連絡をお願いいたします。

(※1) マイページの「注文履歴」>「御注文のキャンセル」を押していただき、
「キャンセルを受け付けました」のページが表示されるとキャンセル完了となります。

(※2) マイページの「注文履歴」>「発送済み商品一覧」>「返品等」を押していただき、
「返品・交換用連絡フォーム」に必要事項を記入の上、お手続きをお願いいたします。

(※3) 返品手続用の御連絡窓口: (電 話) XX-XXXX-XXXX

TOPページに戻る
(注文は確定されません)

注文を確定する

解除等に関する事項

支払方法
支払時期

分量

【画面例 2】第12条の6に違反しないと考えられる表示

商品等の申込み自体に期間を設定している場合にはその旨及びその内容についての表示が必要

①カート ②お客様情報入力 ③お支払方法の選択 ④注文内容の最終確認 ⑤御注文完了

注文内容の最終確認

お申込み商品①		変更	小計	29,800円 (税込)
商品画像	商品名	特選おせち 三段重		
	商品価格	29,800円 (税込)	数量	1
※この商品は期間限定販売です。【お申込み期間：11月15日～12月27日】				

お申込み商品②		変更	小計	440円 (税込)
商品画像	商品名	割り箸 (10膳入り)		
	商品価格	220円 (税込)	数量	2

お支払い方法	変更	小計 (税込)	30,240円
* クレジットカード払い (一括)		送料 (税込)	300円
カード名義人：SYOUI TARO		お支払総額 (税込)	30,540円
カード番号：****-****-****-XXXX			
有効期限：XX/XXXX			

お届け先	ショウヒ タロウ 消費 太郎 様	〒100-XXXX 東京都千代田区霞が関 ×-×-×	変更
------	------------------	----------------------------	----

発送方法	宅郵便 (御自宅へのお届け)	変更
お届け日時	1月1日午前中にお届け	

御注文完了後のキャンセル・返品について

- ・ 御注文完了後2時間以内は、ウェブサイトのマイページ内でのお手続き (※1) により御注文のキャンセルが可能です。
- ・ 商品が到着した日から7日以内は、原則として返品 (全額返金) を承ります。ただし、食品については、お客様都合での返品は受け付けておりません。返品については、お電話 (※2) での御連絡をお願いいたします。
- ・ 返送料については、不良品の返品についてのみ当社負担となります。

(※1) マイページの「注文履歴」>「御注文のキャンセル」を押していただき、「キャンセルを受け付けました」のページが表示されるとキャンセル完了となります。

(※2) 返品手続用の御連絡窓口：(電 話) XX-XXXX-XXXX

TOPページに戻る
(注文は確定されません)

注文を確定する

- ・ 解約方法等に制限がある場合には、その旨について明瞭に示さなければならない
- ・ 特に電話番号については確実につながる番号を掲載しておく必要がある

【画面例 3】第12条の 6 に違反しないと考えられる表示（定期購入契約の場合）

①カート

②お客様情報入力

③お支払方法の選択

④注文内容の最終確認

⑤御注文完了

注文内容の最終確認

お申込み内容

変更

分量（各回に届く分量も明記）

サブリメント定期購入コース【5回お届けコース】

各回につき3袋をお届け
⇒5回分計15袋となります

・1袋の内容量は30粒
・1か月に1回発送

商品価格	初回	1,100円（税込）
	2回目	3,300円（税込）
	3回目	3,300円（税込）
	4回目	3,300円（税込）
	5回目	3,300円（税込）
送料（1回当たり）		500円（税込）

商品画像

販売価格

お支払い方法

変更

*クレジットカード払い（一括）
カード名義人：SYOUI TARO
カード番号：**** * 有効期限：XX / XXXX

初回のお支払額
（初回の商品価格及び送料）

1,600円（税込）

2～5回目の各回のお支払額
（2～5回目の各回の商品価格及び送料）

3,800円（税込）

5回分のお支払総額

16,800円（税込）

【クレジットカードでのお支払いの場合】毎月1回分のお引き落とし
【コンビニ後払いの場合】商品に同封する請求書により、商品到着後7日以内のお支払い
※商品価格と送料の合計額の引き落とし又は御請求となります。

支払方法
支払時期

お届け先

ショウヒ タロウ
消費 太郎 様
〒100-XXXX
東京都千代田区霞が関 × × × ×

変更

発送方法

宅配便（御自宅へのお届け）

変更

お届け時期

初回は御注文の完了から4日以内に発送
2回目以降は、前回発送日から起算して1か月が経過する日に発送

引渡時期

御注文完了後のキャンセル・返品・契約の解約について

・御注文完了後2時間以内は、ウェブサイトのマイページ内でのお手続（※1）により御注文のキャンセルが可能です。

・商品到着後7日以内であれば返品が可能です。（ただし、不良品の場合を除き、返送費用はお客様負担となります。）返品された場合、翌月分以降の契約も自動で解約されます。

・契約期間の途中で御解約される場合には、商品発送の5日前（※2）までに、マイページ内でのお手続（※3）を行っていただくか、以下に記載の電話番号（※4）へ御連絡ください。商品発送の5日前までの御連絡があれば、お客様に費用負担が生じることはありません。

（※1）マイページの「注文履歴」>「御注文のキャンセル」を押していただき、「キャンセルを受け付けました」のページが表示されるとキャンセル完了となります。

（※2）前回発送日（商品に同封する案内に記載）から1か月後が次回の発送日となります。

（※3）マイページの「注文履歴」>「定期購入解約」を押していただき、「解約手続きが完了しました」のページが表示されると解約完了となります。

（※4）解約手続用の御連絡窓口：（電 話）XX-XXXX-XXXX

解除等に関する事項

TOPページに戻る

（注文は確定されません）

注文を確定する

【画面例 4－1】 第12条の 6 に違反しないと考えられる表示

申込みの期間に関する定めがあるときは
商品名に併記する形式でも可

①カート>②お客様情報入力>③お支払方法の選択>④注文内容の最終確認>⑤御注文完了

注文内容の最終確認

お申込み商品① 変更

小計 29,800円 (税込)

商品画像

商品名 特選おせち 三段重【お申込み期間は12月27日まで】

商品価格 29,800円 (税込) 数量 1

お申込み商品② 変更

小計 440円 (税込)

商品画像

商品名 割り箸 (10膳入り)

商品価格 220円 (税込) 数量 2

お支払い方法 変更

* クレジットカード払い (一括)
カード名義人: SYOUHI TARO
カード番号: ****-****-****-XXXX
有効期限: XX/XXXX

小計 (税込) 30,240円

送料 (税込) 300円

お支払総額 (税込) 30,540円

お届け先 ショウヒ タロウ 消費 太郎 様 〒100-XXXX
東京都千代田区霞が関 ×-×-×

変更

発送方法 宅配便 (御自宅へのお届け)

変更

お届け日時 1月1日午前中にお届け

御注文完了後のキャンセル・返品について

- 御注文完了後2時間以内は、ウェブサイトのマイページ内でのお手続きによりお申込みのキャンセルが可能です。
- 商品が到着した日から7日以内は、原則として返品 (全額返金) を承ります。ただし、食品については、お客様都合での返品は受け付けておりません。
- 返送料については、不良品の返品についてのみ当社負担となります。

★ 手続等の詳細は「[キャンセル及び返品について](#)」を御確認ください。

TOPページに戻る
(注文は確定されません)

注文を確定する

解除等に関する事項については、端的な表示が困難かつ全ての事項を表示すると分量が多くなるなど、消費者に分かりにくくなるような事情がある場合に限り、リンク先に対象事項を明確に表示する方法やクリックにより表示される別ウィンドウ等に詳細を表示する方法も可

【画面例 4－2】 第12条の 6 に違反しないと考えられる表示

申込みの期間に関する定めについては、
バナーやリンク先に詳細を表示させる形式も可

①カート>②お客様情報入力>③お支払方法の選択>④注文内容の最終確認>⑤御注文完了

注文内容の最終確認

お申込み商品①

変更

小計 29,800円 (税込)

商品画像

商品名 特選おせち 三段重

商品価格 29,800円 (税込)

数量

期間限定商品
詳細はバナーをクリック

お申込み商品②

変更

小計 440円 (税込)

商品画像

商品名 割り箸 (10膳入り)

商品価格 220円 (税込)

数量

お支払い方法

変更

* クレジットカード払い (一括)
カード名義人: SYOUHI TARO
カード番号: ****-****-****-XXXX
有効期限: XX/XXXX

小計 (税込) 30,240円

送料 (税込) 300円

お支払総額 (税込) 30,540円

お届け先

ショウヒ タロウ
消費 太郎 様

〒100-XXXX
東京都千代田区霞が関 ×-×-×

変更

発送方法

宅配便 (御自宅へのお届け)

変更

お届け日時

1月1日午前中にお届け

御注文完了後のキャンセル・返品について

- 御注文完了後2時間以内は、ウェブサイトのマイページ内でのお手続きにより御注文のキャンセルが可能です。
- 商品が到着した日から7日以内は、原則として返品 (全額返金) を承ります。ただし、食品については、お客様都合での返品は受け付けておりません。
- 返送料については、不良品の返品についてのみ当社負担となります。

★ 手続等の詳細は「[キャンセル及び返品について](#)」を御確認ください。

TOPページに戻る
(注文は確定されません)

注文を確定する

解除等に関する事項については、端的な表示が困難かつ全ての事項を表示すると分量が多くなるなど、消費者に分かりにくくなるような事情がある場合に限り、リンク先に対象事項を明確に表示する方法やクリックにより表示される別ウィンドウ等に詳細を表示する方法も可

【画面例 5】 第12条の6 第2項第1号違反に該当するおそれのある表示

お申込み商品①

変更

小計 29,800円 (税込)

商品画像

商品名 特選おせち 三段重

商品価格 29,800円 (税込) 数量 1

※この商品は期間限定販売です。【お申込み期間：11月15日～12月27日】

お申込み商品②

変更

小計 440円 (税込)

商品画像

商品名 割り箸 (10膳入り)

商品価格 220円 (税込) 数量 2

お支払い方法

変更

小計 (税込) 30,240円

* クレジットカード払い (一括)

カード名義人：SYOUI TARO

カード番号：****-****-****-XXXX

有効期限：XX/XXXX

送料 (税込) 300円

お支払総額 (税込) 30,540円

お届け先

ショウヒ タロウ 千100-XXXX

消費 太郎 様 東京都千代田区霞が関 ×-×-×

変更

発送方法

宅郵便 (御自宅へのお届け)

変更

お届け日時

1月1日午前中にお届け

御注文完了後のキャンセル・返品について

・ 御注文完了後2時間以内は、ウェブサイトのマイページ内でのお手続き (※1) により御注文のキャンセルが可能です。

・ 商品が到着した日から7日以内は、原則として返品 (全額返金) を承ります。ただし、食品については、お客様都合での返品は受け付けておりません。

返品については、お電話 (※2) での御連絡をお願いいたします。

・ 返送料については、不良品の返品についてのみ当社負担となります。

(※1) マイページの「注文履歴」>「御注文のキャンセル」を押していただき、「キャンセルを受け付けました」のページが表示されるとキャンセル完了となります。

(※2) 返品手続用の御連絡窓口： (電 話) XX-XXXX-XXXX

TOPページに戻る

送信する

最終確認画面に当たることが明確に視認できず、このボタンをクリックすると、申込みが完了するということが容易に認識できないもの

【画面例6】第12条の6第2項第1号及び第2号違反に該当するおそれのある表示

初回無料を強調して表示し、定期購入契約であること及びその具体的内容については、「初回無料」などの文字から離れた画面下部に、それと比較して小さな文字でしか表示していないもの

初めてモニター登録した方限定！！ サプリメントお届けコース 初回無料

お届け先 ショウヒ タロウ 消費 太郎 様 〒100-XXXX 東京都千代田区霞が関×-×-×

変更

発送方法 宅配便（御自宅へのお届け）

変更

お届け時期 初回は御注文の完了から4日以内に発送

支払方法 コンビニ後払い（次回以降）

変更

「サプリメントお届けコース」に参加する

- ・ 商品が届いてから、モニター専用ページにて感想を御記入ください。
- ・ このコースは5回定期購入契約のコースとなります。
- ・ モニター登録（感想記入）及び5回分の定期購入を条件に、初（月）回無料となります。
- ・ 第2回から第5回までは1月あたり3,800円（送料・税込）になります。
- ・ 5回分の支払額の合計は15,200円（送料・税込）になります。
- ・ お届けは月に1回、各回につき3袋（5回で計15袋）をお届けします。（1袋の内容量は30粒です。）
- ・ クレジットカードでのお支払いの場合、毎月1回分のお引き落とし、コンビニ後払いの場合は、商品に同封する請求書により、商品到着後7日以内のお支払となります。（商品価格と送料の合計額の引き落とし又は御請求となります。）
- ・ 契約期間の途中で御解約される場合には、商品発送の5日前（※）までに、以下に記載の電話番号へ御連絡ください。

（電 話）XX-XXXX-XXXX

※2回目以降は、前回発送日から起算して1か月が経過する日に発送

[TOPページに戻る](#)

（TOPページに戻ると「サプリメントお届けコース」には参加できません）

最終確認画面に当たるかが明確に視認できず、このボタンをクリックすると、申込みが完了するということが容易に認識できないもの

【画面例 7】 第12条の 6 第 2 項第 2 号違反に該当するおそれのある表示

①カート>②お客様情報入力>③お支払方法の選択>④注文内容の最終確認>⑤御注文完了

注文内容の最終確認

お申込み商品①

変更



商品名

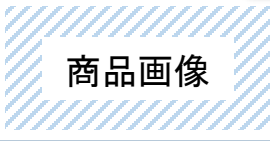
特選おせち 三段重【お申込み期間は
12月27日まで】

商品価格

29,800円（税込）

お申込み商品②

変更



商品名

割り箸（10膳入り）

商品価格

220円（税込）

[TOPページに戻る](#)

（注文は確定されません）

注文を確定する

お届け先

ショウヒ タロウ

消費 太郎 様

〒100-XXXX

東京都千代田区霞が関×-×-×

変更

発送方法

宅配便（御自宅へのお届け）

変更

お届け日時

1月1日午前中にお届け

お支払い方法

変更

* クレジットカード払い（一括）

カード名義人：SYOUI TARO

カード番号：****-****-****-XXXX

有効期限：XX/XXXX

数量

お支払額

お申込み商品①

1

29,800円（税込）

お申込み商品②

2

440円（税込）

送料

300円（税込）

合計

30,540円（税込）

御注文完了後のキャンセル・返品について

・キャンセル及び返品は不可となっておりますので御注意ください。

一部の表示事項を離れた箇所（申込みを確定させる
ボタンの更に下の箇所）に表示しているもの

【画面例8】第12条の6第2項第2号違反に該当するおそれのある表示

「お試し」と強調している表示から試行的な契約であると認識されるおそれがあるが、実際は定期購入契約となっており、内容が矛盾しているもの

「お試し価格」の表示や通常価格よりも減額された初回代金の表示のみを強調しているにもかかわらず、定期購入契約の主な内容については、これらから離れた画面下部にしか表示していないもの

①カート>②お客様情報入力>③お支払方法の選択>④注文内容の最終確認>⑤御注文完了

注文内容の最終確認

お申込み内容 [変更](#)

サプリメントお届けコース 初回お試し価格

通常価格 ~~3,300円~~ → 1,100円 (67%OFF!)

お支払い方法 [変更](#)

* クレジットカード払い (一括)
カード名義人: SYOUIH TARO
カード番号: ****-****-****-XXXX
有効期限: XX/XXXX

商品価格 1,100円 (税込)

送料 500円 (税込)

合計 1,600円 (税込)

お届け先

ショウヒ タロウ
消費 太郎 様

〒100-XXXX
東京都千代田区霞が関×-×-×

[変更](#)

[TOPページに戻る](#)
(注文は確定されません)

注文を確定する

- ・ このコースは5回定期購入契約のコースとなります。
- ・ 5回分の定期購入を条件に、初(月)回が1,600円(送料・税込)になります。
- ・ 第2回から第5回までは1月あたり3,800円(送料・税込)になります。
- ・ 初回を含めた5回分の支払額の合計は16,800円(送料・税込)になります。
- ・ お届けは月に1回、各回につき3袋(5回で計15袋)をお届けします。
(1袋の容量は30粒です。)
- ・ クレジットカードでのお支払いの場合、毎月1回分のお引き落とし、コンビニ後払いの場合は、商品に同封する請求書により、商品到着後7日以内のお支払となります。
(商品価格と送料の合計額の引き落とし又は御請求となります。)
- ・ 契約期間の途中で御解約される場合には、商品発送の5日前(※)までに、以下に記載の電話番号へ御連絡ください。

(電話) XX-XXXX-XXXX

※初回は御注文の完了から4日以内に発送。

2回目以降は、前回発送日から起算して1か月が経過する日に発送

- ・ 「お試し価格」及び初回引渡商品の代金等の表示と離れた箇所に表示しているもの
- ・ 申込みを確定させるボタンの更に下の箇所に表示しているもの

【画面例 9】第12条の 6 第 2 項第 2 号違反に該当するおそれのある表示

「お試し」と強調している表示から
試行的な契約であると認識されるおそれ
があるが、実際は定期購入契約となっ
ており、内容が矛盾しているもの

「お試し価格」の表示や通常価格よりも減額された
初回代金の表示のみを強調しているにもかかわらず、
これらの表示と比較して、定期購入契約の主な内容
について小さな文字でしか表示していないもの

①カート

②お客様情報入力

③お支払方法の選択

④注文内容の最終確認

⑤御注文完了

注文内容の最終確認

お申込み内容

変更

サプリメントお届けコース

初回お試し価格

通常価格 ~~3,300円~~ → 1,100円 (67%OFF!)

・ このコースは5回定期購入契約のコースとなります。

・ 5回分の定期購入を条件に、初(月)回が1,600円(送料・税込)になります。

・ 第2回から第5回までは1月あたり3,800円(送料・税込)になります。

・ 初回を含めた5回分の支払額の合計は16,800円(送料・税込)になります。

・ お届けは月に1回、各回につき3袋(5回で計15袋)をお届けします。(1袋の内容量は30粒です。)

・ クレジットカードでのお支払いの場合、毎月1回分のお引き落とし、コンビニ後払いの場合は、商品に同封する請求書により、商品到着後7日以内のお支払となります。(商品価格と送料の合計額の引き落とし又は御請求となります。)

・ 契約期間の途中で御解約される場合には、商品発送の5日前(※)までに、以下に記載の電話番号へ御連絡ください。
(電話) XX-XXXX-XXXX

※初回は御注文の完了から4日以内に発送。

2回目以降は、前回発送日から起算して1か月が経過する日に発送

お支払い方法

変更

* クレジットカード払い(一括)

カード名義人: SYOUHI TARO

カード番号: *****-XXXX

有効期限: XX/XXXX

商品価格

1,100円(税込)

送料

500円(税込)

合計

1,600円(税込)

お届け先

ショウヒ タロウ

消費 太郎 様

〒100-XXXX

東京都千代田区霞が関 ×-×-×

変更

発送方法

宅配便(御自宅へのお届け)

変更

お届け日時

御注文の完了から4日以内に発送

※2回目以降は、前回発送日から起算して1か月が経過する日に発送

TOPページに戻る

(注文は確定されません)

注文を確定する

【画面例10】 第12条の6 第2項第2号違反に該当するおそれのある表示

いつでも解約可能と強調しておきながら、実際には解約方法を特定の手段に限定していたり、解約料が発生したりするなど、条件等が付いているにもかかわらず、具体的な解約条件等について「いつでも解約可能」等の文字から離れた箇所に、それと比較して小さな文字で表示しており、明瞭に表示していないもの

①カート>②お客様情報入力>③お支払方法の選択>④注文内容の最終確認>⑤御注文完了

注文内容の最終確認

お申込み内容 [変更](#)

サプリメント定期購入コース【5回お届けコース】

いつでも解約可能！！

商品価格	初回	1,100円（税込）
	2回目	3,300円（税込）
	3回目	3,300円（税込）
	4回目	3,300円（税込）
	5回目	3,300円（税込）
送料（1回当たり）		500円（税込）

- ・各回につき3袋をお届け
⇒5回分計15袋となります
- ・1袋の内容量は30粒
- ・1か月に1回発送

商品画像

お支払い方法 [変更](#)

*クレジットカード払い（一括）
カード名義人：SYUHI TARO
カード番号：**** * 有効期限：XX / XXXX

初回のお支払額
（初回の商品価格及び送料） 1,600円（税込）

2～5回目の各回のお支払額
（2～5回目の各回の商品価格及び送料） 3,800円（税込）

5回分のお支払総額 16,800円（税込）

【クレジットカードでのお支払いの場合】毎月1回分のお引き落とし
【コンビニ後払いの場合】商品に同封する請求書により、商品到着後7日以内のお支払い
※商品価格と送料の合計額の引き落とし又は御請求となります。

お届け先 ショウヒ タロウ 〒100-XXXX 東京都千代田区霞が関×-×-× [変更](#)
消費 太郎 様

発送方法 宅配便（御自宅へのお届け） [変更](#)

お届け時期 初回は御注文の完了から4日以内に発送
2回目以降は、前回発送日から起算して1か月が経過する日に発送

[TOPページに戻る](#)
（注文は確定されません）

注文を確定する

※注意事項※

- ・解約については、当社の解約専用チャットからの御連絡のみ受け付けております。解約専用チャットは、当社の会員限定アプリをダウンロードすることで御利用いただけます。
- ・会員限定アプリを御利用できないお客様は、公的身分証の写しを同封して解約希望の旨を記載した書面を郵送してください。
- ・電話等での御解約は承っておりません。
- ・解約はいつでも可能ですが、契約途中で解約される場合には、別途解約料が発生します。

【画面例11】第14条第1項第2号違反に該当するおそれのある表示

具体的な商品の内容が容易に確認できないもの

①カート>②お客様情報入力>③お支払方法の選択>④注文内容の最終確認>⑤御注文完了

注文内容の最終確認

	数量	お支払額
お申込み商品①	1	2,200円（税込）
お申込み商品②	2	660円（税込）
送料		300円（税込）
お支払総額		3,160円（税込）

お支払い方法

* コンビニ後払い
商品に同封する請求書により、商品到着後7日以内のお支払いとなります。

お届け先

ショウヒ タロウ 消費 太郎 様 〒100-XXXX
東京都千代田区霞が関×-×-×

発送方法

宅郵便（御自宅へのお届け）

お届け日時

日時指定済み：●月●日14時～16時

御注文完了後のキャンセル・返品について

・御注文完了後2時間以内は、ウェブサイトのマイページ内でのお手続（※1）により御注文のキャンセルが可能です。

・商品が到着した日から7日以内は、原則として返品（全額返金）を承ります。ただし、食品については、お客様都合での返品は受け付けておりません。

返品については、お電話（※2）での御連絡をお願いいたします。

・返送料については、不良品の返品についてのみ当社負担となります。

（※1）マイページの「注文履歴」>「御注文のキャンセル」を押していただき、「キャンセルを受け付けました」のページが表示されるとキャンセル完了となります。

（※2）返品手続用の御連絡窓口：（電 話）XX-XXXX-XXXX

注文を確定する

ページを戻すためのボタンや
変更ボタンの設定等、訂正
するための手段が提供されて
いないもの

【画面例12】第14条第1項第2号違反に該当するおそれのある表示

商品欄には特段の記載がない一方で、消費者が操作しない限り、定期購入契約として申し込むようにあらかじめ設定がなされているもの

①カート>②お客様情報入力>③お支払方法の選択>④注文内容の最終確認>⑤御注文完了

注文内容の最終確認

お申込み内容 [変更](#)

サプリメント（3袋セット） ※1袋当たり30粒

商品価格	3,300円（税込）
送料（1回当たり）	500円（税込）
合計金額	3,800円（税込）

商品画像

お支払い方法 [変更](#)

* コンビニ後払い
商品に同封する請求書により、商品到着後7日以内のお支払いとなります。

- ☐ 1回のみのお届け（送料込みで総額3,800円・税込）
- ☒ 5回お届け定期購入コースに申し込む（送料込みで総額19,000円・税込）
※毎月1回発送。毎月3袋×5回分で合計15袋をお届けします。
※お支払については、毎月3,800円×5回分で合計19,000円となります。
コンビニ後払いの場合の支払時期は各回の商品到着後7日以内です。

お届け先 ショウヒ タロウ 消費 太郎 様 〒100-XXXX
東京都千代田区霞が関×-×-×

[変更](#)

発送方法 宅配便（御自宅へのお届け）

[変更](#)

お届け時期 初回は御注文の完了から4日以内に発送
2回目以降は、前回発送日から起算して1か月が経過する日に発送

御注文完了後のキャンセル・返品・契約の解約について

- 御注文完了後2時間以内は、ウェブサイトのマイページ内でのお手続き（※1）により御注文のキャンセルが可能です。
- 商品到着後7日以内であれば返品が可能です。（ただし、不良品の場合を除き、返送費用はお客様負担となります。）返品された場合、翌月分以降の契約も自動で解約されます。
- 契約期間の途中で御解約される場合には、商品発送の5日前（※2）までに、マイページ内でのお手続き（※3）を行っていただくか、以下に記載の電話番号（※4）へ御連絡ください。商品発送の5日前までの御連絡があれば、お客様に費用負担が生じることはありません。

（※1）マイページの「注文履歴」>「御注文のキャンセル」を押していただき、「キャンセルを受け付けました」のページが表示されるとキャンセル完了となります。

（※2）前回発送日（商品に同封する案内に記載）から1か月後が次の発送日となります。

（※3）マイページの「お申込み履歴」>「定期購入解約」を押していただき、「解約手続きが完了しました」のページが表示されると解約完了となります。

（※4）解約手続き用の御連絡窓口：（電 話）XX-XXXX-XXXX

[TOPページに戻る](#)

（注文は確定されません）

注文を確定する